

## 市第134号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更  
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成20年2月13日提出

横浜市 市長 中 田 宏

### 第1 変更対象となる高速道路の路線名

横浜市道高速横浜環状北線

### 第2 変更内容

新設又は改築に係る工事の内容

新設又は改築に係る工事の内容を次のように改める。

横浜市道高速横浜環状北線（都筑区川向町から鶴見区生麦二丁目まで）に関する工事の内容

#### 1 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

#### 2 工事の区間

##### (1) 工事の区間

都筑区川向町から鶴見区生麦二丁目まで

##### (2) 延長

8.2キロメートル

#### 3 工事方法

(1) 道路の区分

第2種第1級（道路構造令（昭和45年政令第320号））

(2) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
都筑区川向町から 鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(3) 設計自動車荷重

245 キロニュートン（B活荷重）

(4) 車線の幅員

3.25メートル

(5) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
都筑区川向町から 鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(6) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋りょう高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工（堀割）部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

## (7) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道 466 号 (第三京浜道路)	都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション (仮称)
横浜市道長島大竹線	港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口 (仮称)
神奈川県道大田神奈川	鶴見区馬場七丁目 神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口 (仮称)
横浜市道岸谷生麦線	鶴見区岸谷一丁目 鶴見区生麦一丁目	立体接続	新生麦出入口 (仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港	鶴見区生麦一丁目 鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	鶴見区生麦二丁目	平面接続	

### 4 工事予算

339,926,000,000 円 (消費税 (消費税法 (昭和63年法律第108号) に定めるものをいう。以下同じ。)) 及び地方消費税 (地方税法 (昭和25年法律第226号) に定めるものをいう。以下同じ。)) を含む。)

### 5 工事の着手及び完成の予定年月日

#### (1) 工事の着手年月日

平成13年12月4日

(2) 工事の完成予定年月日

平成25年3月31日

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。